

「泉南市人権行政推進プラン（素案）」に対するパブリックコメントについて

「泉南市人権行政推進プラン（素案）」に対するパブリックコメントの実施結果は、下記の通りとなりました。

1. 募集期間 令和元年7月8日（月）から8月7日（水）
2. 提出方法 郵送、FAX、電子メール、人権推進課へ持参
3. 提出者数 1名
4. 意見件数 3件
5. 寄せられた意見と意見に対する市の考え方

No.	寄せられた意見等	意見に対する市の考え方
1	（3ページ） 1, 推進プラン策定の背景に関する下記記述の削除を要望します。 （削除箇所） しかし、2005（平成17）年、本市の「教育問題審議会」における「学校規模の適正化と施設整備」の審議に関わって、部落差別意識（忌避意識）に基づく反対意見が市民から寄せられるという部落差別事象が連続的に生起しました。 （要望理由） 泉南市教育委員会は、2005年に樽井小学校校区を4分割して校区再編を進めようとしていました。 その主たる理由は、鳴滝第1小学校、鳴滝第2小学校の児童減少問題であった。 もともと鳴滝地区には鳴滝小学校があり規模も適正であったのにもかかわらず、泉南市は旧国道山手に新たに第2小学校を建設し、旧国	本市では、本事象を記述のとおり、忌避意識に基づく部落差別事象と認識しており、今後とも引き続き、部落差別解消に向けた取組を推進して参ります。

道を境に校区を分割したという経緯があった。 第2小学校は、当時市内の小学校教室にストーブすらない状態の中で、全館暖房完備というデラックス校舎であった。市民から同和がらみの利権建設との批判を浴びる中での学校建設を行った。 もともと、適正規模の学校を無理して分割したためどちらの学校も小規模校となり、2005年当時は学級の維持すら困難になっていた。そこで泉南市教育委員会は、隣接の樽井小学校の校区を4分割してその一部を鳴滝第1小学校、第2小学校に校区に繰り入れることにより問題の解決を図ろうとした。 4分割されようとした樽井小学校校区の住民は4分割反対の運動を行った。その際、ある市民が「校区を変更されると家や土地の値段が下がる」「自分の子どもを鳴滝第1小学校や鳴滝第2小学校に行かせたくない。」との発言を行ったことを、泉南市は差別発言だと決めつけて、4分割反対運動を押さえ込もうとしたのである。 2005年当時、私はこの件に関して泉南市から差別者扱いされた方を含めて関係した市民から事情を聴取した。その結果、対象とされた方々には部落差別意識（忌避意識）は全くなかったと判断し、泉南市が部落差別事象とすることは誤りだと指摘した。 結局、市民を差別者扱いしても運動を押さえ込めず、4分割できなかったのは周知の事実である。校区を変更されると、家、土地の売値、買値が上下するのは常識であり、そのことを指摘することは差別発言でもなんでもない。また、通い慣れた学校から校区を変更されて別の学校に児童を通学させたくないとも考えることも常識である。 泉南市は、「家や土地の値段が下がる」と言うことは差別発言だとし	
--	--

	て、市役所に「部落差別をさせない・・・」という看板を掲げ続けていた。しかし、２０１２年、市民の批判もあり、安全上を理由にして看板を撤去せざるをえなくなった。 泉南市の言う「部落差別事象」なるものが、なぜ生まれるのかと言えば、人権啓発にこと寄せて、「市民の中に同和問題を故意に暴き出し、意識させ続ける」のがその原因である。 よって、部落差別意識（忌避意識）を助長するこれらの箇所の削除を要望する。	
2	（１３ページ） （５）部落問題に関する下記２箇所の削除と訂正を要望します。 （削除箇所） ５行目「２００５（平成１７）年に生じた・・・」から １４行目「・・・の理念を踏まえ、」まで。 （要望理由） 校区再編に関わる差別事象とある箇所の問題点は先に指摘した通りです。 泉南市は、２０１２年１２月３日締め切りの「泉南市くらしやすいまちづくりに関するアンケート」を実施した。これは、内容が同和問題アンケートであり、「あなたは同和地区出身者ですか」と尋ねるとんでもないアンケートであった。その目的は同和問題の解決ではなく、泉南市民は土地差別を行う市民だと泉南市が決めつけることだった。 さらに調整区問題に関しては、泉南市広報「広報せんなん２０１２年１２月号」によれば、『調整区解消に係る基本方針・推進プランが策	本市では、前述のとおり本事象を忌避意識に基づく部落差別事象と認識しており、２０１１年に「調整区解消に係る基本方針」及び「調整区解消に係る人権啓発・人権教育のとりくみ推進プラン」を策定し、人権啓発・人権教育の推進に取り組んできました。 また、本市における２０１２年に実施した人権意識調査では、部落問題だけでなく、さまざまな人権問題についてお聞きし、人権施策に反映を行っています。

定されています。 調整区は土地差別の結果、生まれたものです。 平成 23 年 1 月、市長を本部長とする人権政策推進本部において、「調整区解消に係る基本方針」（以下、「基本方針」）を策定しました。そこには「調整区は土地差別の結果、生まれたものである」としており、土地差別の解決にむけて取り組みの強化がうたわれています。』 『調整区が設置された経緯として 本市におきましては、平成 16 年度からの教育問題審議会において、本市の教育における新たな理念の確立と教育課題の解決を図るための審議をしてまいりました。しかし、その実現のための小学校の適正規模化にむけた校区再編の審議にかかわって、一部住民からの反対意見を契機に部落差別事象が生起したため、住民の意見を聞き調整する時間的余裕を失する結果となり、具体案を作成するには至りませんでした。そこで、平成 18 年度からの新たな教育問題審議会において、校区再編の審議に特化して、審議を続けることになりました。 平成 18 年審議会では、学校規模適正化にあたり「可能な限り飛び地や調整区を廃止し、また新たに設置しないものとする」との方向で審議を行ってきましたが、その審議途中で「これ以上校区再編をすすめることにより、再び差別事象を起こさないでほしい」という提起がなされました。また、それぞれの地域には大切にしている伝統的な地域コミュニティがあり、校区再編について十分な地域住民の合意が得られなかったこともあり、結果として調整区を新たに設置することとなりました。』	
---	--

『1 鳴滝小学校と信達小学校、樽井小学校との調整区、2 樽井小学校と雄信小学校との調整区、3 信達小学校と一丘小学校との調整区』と、書かれている。 それぞれの調整区に関しては、調整区が設定された時期も異なれば、その理由も異なるのである。上記の「一部住民からの反対意見を契機に部落差別事象が生じたため、・・・」というのも、部落差別事象ではないことは先に述べたところである。一部住民からの反対意見云々とあるのも誤りで、樽井区あげての反対であった。反対理由は樽井区の校区4分割案というのは住民の意向に反するものであったのに他ならない。 泉南市の言う「部落差別事象」なるものが、なぜ生まれるのかと言えば、繰り返すが、人権啓発にこと寄せて、「市民の中に同和問題を故意に暴き出し、意識させ続ける」のがその原因である。さらに言えば、過去の同和对策事業の乱脈さ（同和更正資金に見られる未償還金問題などがその典型、出鱈目な融資、貸し付けたまま放置して未回収、誤魔化するために市幹部が立て替え払いまでやるなど）の放置、などなど行政責任につきるのである。 それを市民の意識の問題にすりかえて、責任を回避、責任を市民に転化しているのである。 さらに言えば樽井小学校と雄信小学校との調整区問題、信達小学校と一丘小学校との調整区問題は、同和問題と全く何の関係もない問題である。同和問題と同一視して問題の解決を図ろうとすること自体が誤りなのである。 調整区が生じたのは、それぞれの地域の歴史、文化、コミュニティと	
---	--

	結びついて調整区が生じたのであるから、それぞれの地域の問題として地域が自主的に解決するのが望ましいのである。調整区をそのまま存続させるのか、解消させるのかも、それぞれの地域の自主性を尊重すればよいのである。行政は地域の自主性をサポートすることに徹すればよいだけの話である。	
3	（訂正箇所） 部落差別にかかわる実態の把握の箇所を次のように訂正する。 「○部落問題に係わる多様な問題解決に適切に対応するために、国が行う意識調査や実態調査に適切な方法で協力します。」 （要望理由） 2016年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」第6条には、国が行う意識調査や実態調査に地方自治体は協力するとあります。国が責任を持って行う調査に協力するのが地方自治体の役割と明記されています。法の趣旨を明確にした内容にすべきである。	ご意見のとおり、部落差別の解消の推進に関する法律第6条の「部落差別の実態に係る調査」については、地方公共団体が協力する旨の規定となっています。しかし、第3条第2項の地方公共団体の責務では、「地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めること」と規定されているため、部落問題の解消に向けた取組を推進するために、適切な方法で様々な実態を把握する必要があると考えています。